

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | |
|-------------|------------|-------------------|---|--|--|---------|---------------|-----------------------------|---------|
| | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | | 継続支出の有無 |
| 財団法人日本博物館協会 | 平成22年度維持会費 | 235,000 ※ | | 平成23年5月25日 平成23年5月27日 平成23年6月10日 | 全国の博物館等の運営に対する援助・助言、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成に努めるため。 | 特財 | 国所管 | 左記目的の達成のため今後とも、会費を支払う必要がある。 | 有 |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※日本博物館協会への維持会費の支出については、当該法人が算出した会費の請求書に基づき各施設がそれぞれ支出している。

なお、各施設それぞれの支出額は以下のとおり。

国立文化財機構(法人本部) 30,000円、東京国立博物館 65,000円、京都国立博物館 30,000円、奈良国立博物館 30,000円、九州国立博物館 60,000円、奈良文化財研究所 20,000円